

子ども医療費助成金請求書記載要領

<請求書>

- ※ 総医療費については、内訳書の総医療費を自己負担割合ごとに集計し、記載すること。
- ※ 電話番号の記載もれや請求印の押印もれがないよう留意すること。
- ※ 手数料の単価は、200円に消費税相当額を加算した額である。

<内訳書>

- ※令和5年8月診療分より、一部負担金の欄は空欄、受給者証区分「子初」「子課」「子」いずれも自己負担なし。
 - ※令和5年7月診療分までは一部負担金の欄は、受給者証区分「子課」:総医療費の1割(小数点以下切り上げ), 子初:自己負担なし。
 - ※限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担減額認定証を提示し、高額療養費が生じた方は、高額療養費限度額の欄に自己負担限度額を記入すること。(注:総医療費も記入すること)
- なお、この場合、通院又は入院のいずれかと高額「K」の2箇所を○で囲むこと。